

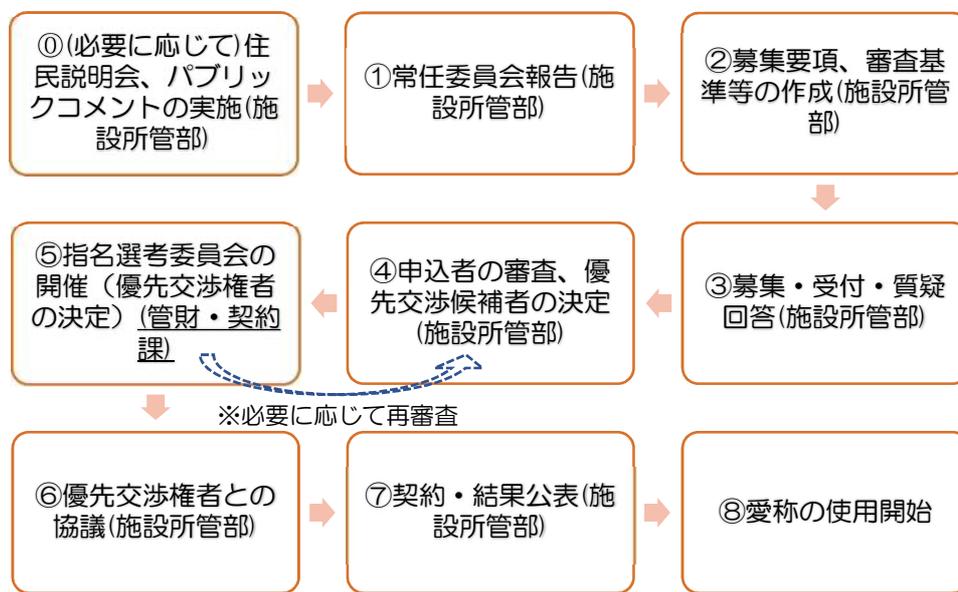
ネーミングライツの導入について【概要版】

1. ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、恵庭市と民間事業者等(以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。)との間で契約を締結することにより、恵庭市が所有する建物や設備、備品等(以下、「市有施設等」という。)を広告媒体として利用するための愛称を付与する権利をネーミングライツ・パートナーに付与する代わりに、当該事業者からその対価を得る方法です。

市有施設等を広告媒体として活用することにより、市有施設等が有する経済的価値を有効に活用し、市の新たな財源の確保を図るとともに、ネーミングライツ・パートナーに対しネーミングライツを通じて地域社会に貢献する機会を提供することを目的とします。

2. 市有施設等へのネーミングライツ導入フロー図



3. 今後のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガイドライン整備											
				課内協議							
					ガイドラインの原議						
						総文報告					
					募集要項・協定書のひな形作成						
						所管課との調整					
								常任委員会報告			
									公募		
										審査・決定	
											導入

4.参考（周辺市町村の状況）

市町村	施設	愛称	契約金額 (年額、円)	業者名
札幌市	札幌市民ホール	カナモトホール	20,000,000	カナモト
千歳市	千歳市スポーツセンター	ダイナックスアリーナ	540,000	ダイナックス
	千歳市民文化センター	北ガス文化ホール	1,200,000	北ガス
苫小牧	苫小牧市白鳥アリーナ	白鳥王子アイスアリーナ	5,000,000	王子ホールディングス
室蘭市	室蘭市文化センター	室ガス文化センター	900,000	室蘭ガス
帯広市	帯広の森スピードスケート場	明治北海道十勝オーバル	10,000,000	明治
旭川市	旭川市総合体育館	旭川市リアルター夢りんご体育館	2,750,000	富士管財
釧路市	釧路市民文化会館	コーチャンフォー釧路文化ホール	1,917,000	リライアブル

恵庭市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1.本ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、恵庭市広告掲載要綱（以下、「広告要綱」という。）及び恵庭市広告掲載基準（以下、「広告基準」という。）を基礎として、ネーミングライツ導入対象施設、募集方法及び申込者の選定方法等に係る基本的事項について定めるものです。

ネーミングライツの導入手続きについては、広告要綱、広告基準及び本ガイドラインに従って、各施設の所管部が募集要項等を作成し、実施するものとします。

2.ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、恵庭市と民間事業者等(以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。)との間で契約を締結することにより、恵庭市が所有する建物や設備、備品等(以下、「市有施設等」という。)を広告媒体として利用するための愛称を付与する権利をネーミングライツ・パートナーに付与する代わりに、当該事業者からその対価を得る方法です。

ネーミングライツはあくまで市有施設等に愛称を付すものであり、条例等に定める市有施設等の本来の名称を変更するものではありません。また、付帯する権利はあくまで愛称を付与することに伴うものに限定し、市有施設等の所有権及び経営等には一切の影響を及ぼさず、ネーミングライツを他者に譲渡及び貸与することはできません。

3.ネーミングライツ導入の目的

ネーミングライツの導入は、市有施設等を広告媒体として活用することにより、市有施設等が有する経済的価値を有効に活用し、市の新たな財源の確保を図るとともに、ネーミングライツ・パートナーに対しネーミングライツを通じて地域社会に貢献する機会を提供することを目的とします。

ネーミングライツの導入によるメリットとしては、市の新たな財源が確保されることにより、市民サービスの向上に寄与するとともに、ネーミングライツ・パートナーとの協働による新たな市民サービスの展開が挙げられます。

また、ネーミングライツ・パートナーのメリットとしては、市有施設等に愛称を付与することにより、イベント等を通じたメディアによる露出などの宣伝効果が期待できるとともに、市との協働事業等を実施する場合は、地域の活性化に貢献することができます。

他方、ネーミングライツのデメリットとしては、ネーミングライツ・パートナーの経営悪化や不祥事により、ネーミングライツを導入した市有施設等のイメージ悪化が懸念されま

す。

4.愛称の条件

① 愛称の原則

- 愛称は、市民にとって親しみやすく、わかりやすいものとします。
- 市は、市有施設等の特性に応じて、愛称に特定の地名やキーワードを含めること等、募集の際に一定の条件を付することができるものとします。ただし、付した条件については必ず募集要項等により明示することとし、ネーミングライツ導入の目的に反しない範囲において設定するものとします。

② 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当する名称は、施設に付与する愛称として使用することができないこととします。

- 広告要綱第3条各号に該当するもの。
- 広告基準の内容に反していると認められるもの。
- その他愛称として付与するにふさわしくないと市長が認めるもの。

③ その他

- 市民の混乱を避けるため、一度決定した愛称はネーミングライツの契約期間中原則として変更できないものとします。
- 市は、ネーミングライツを導入した当初の段階においては、付与した愛称と正式名称を併記する等の措置を講ずる場合があります。ただし、そのような措置を講ずる場合は、周知期間を十分に設けられない等、合理的な理由があることを前提とし、宣伝効果を著しく低下させないように、最小限の期間に留めることとします。
- 既存の愛称がある市有施設等にネーミングライツを導入する場合は、新たに付与する愛称と既存の愛称を組み合わせることができるものとします。

5.対象となる市有施設等

市有施設等へのネーミングライツの導入を検討する場合は、以下の点について留意するものとします。

- 愛称を付与することが適当な施設であること。(市役所庁舎や学校等はネーミングライツ導入の対象施設としません。)
- ネーミングライツを導入する市有施設等(以下、「導入施設」という。)の本来の設置目的や各種法令規則に反しないこと。
- 導入施設が広告媒体としての効能を有し、広く市民等の利用に供されるものであること。

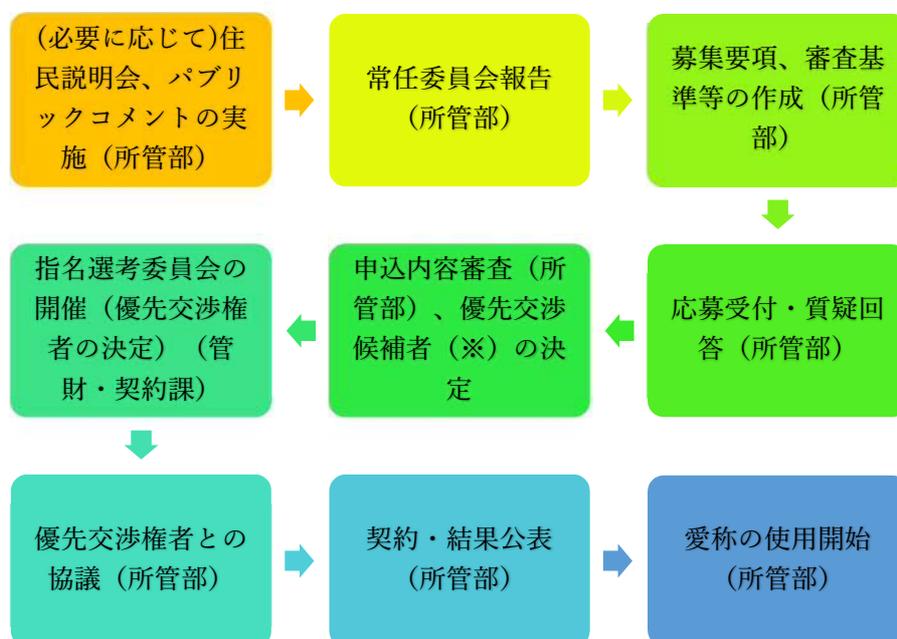
6.募集方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は、公募により行うこととし、市ホームページや広報に掲載するほか、必要に応じ報道機関への情報提供を行います。

7.ネーミングライツの導入フロー

ネーミングライツの導入については、下図のとおり執り進めることとします。また、導入施設の所管部(「所管部」という。以下同じ。)は、必要に応じてネーミングライツの導入に関する住民説明会やパブリックコメントを実施するものとします。

〈導入フロー図〉



※優先交渉候補者…所管部による審査後、合計点が最も高い者を指します。(審査方法については 20.のとおり。)

8.常任委員会への報告

所管部は、ネーミングライツの導入に関して、所属する常任委員会へ報告するものとします。

9.募集要項の作成

所管部は、応募資格、募集期間、愛称の使用期間、ネーミングライツの対価、その他必要な事項について検討し、募集要項を作成するものとします。

【募集要項に記載する項目の例】

- 導入施設に関する情報
- 申込することができる者の資格
- 付与することができる愛称の条件
- 愛称の使用期間
- ネーミングライツの対価
- ネーミングライツ・パートナーとの協働事業実施の可否
- 申込みに必要な書類・申込方法・受付期間
- 説明会の開催の有無
- 質疑・回答
- ヒアリング・プレゼンテーション実施の有無
- 審査方法（審査項目・審査基準）
- 優先交渉権者の決定に関する通知方法
- 留意事項（失格事項・愛称の付与に係る費用負担の考え方等）
- その他導入施設ごとに必要と認められる事項

※募集要項作成の留意点

募集要項等の決定に係る原議については、管財・契約課へ合議を回付すること。

10.施設等に関する情報

所管部は、募集要項において導入施設に関する情報を明示するものとします。その際、民間事業者等が係る施設の有する魅力や広告媒体としての価値等について、十分に検討できるように詳細な情報を公表するものとします。

【公表する導入施設に関する情報の例】

- 導入施設の名称
- 所在地
- 施設管理者
- 導入施設の用途
- 導入施設において提供する行政サービス
- 導入施設の年間利用者数や年齢層
- 愛称を表示できる場所・媒体
- 年間スケジュール(イベント等)
- その他導入施設ごとに必要と認められる事項

11.申込みすることができる者の資格

所管部は、募集要項において申込みすることができる者の資格を明示するものとします。なお、下記に掲げる条件のほか、必要に応じて資格要件を追加できることとしますが、その場合においては、主たる事業所の所在地を問わず広く提案を受け付けることができるよう、競争性の確保に留意することとします。

- 恵庭市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人または団体であること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業等を営む者又はこれらに類する事業を営む者でないこと。
- 貸金業に規制等に関する法律第 2 条に規定する貸金業を営む者でないこと。
- 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- 恵庭市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領第 2 条に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。
- 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者でないこと。

12.付与することができる愛称の条件

所管部は、本ガイドライン中の「5. 愛称の条件」に掲げる条件のほか、導入施設ごとに必要と認められる条件を追加し、募集要項において明示します。

【付与することができる条件の例】

- 施設本来の名称に追加する形とすること。
- 地名と愛称を混合させること。
- アルファベットを用いないこと。
- 漢字を用いないこと。

13.愛称の使用期間

所管部は、募集要項において愛称を使用する期間を明示するものとします。愛称を使用する期間は原則 3 年から 10 年の間とし、導入施設の特長や管理・運営体制に応じて決定するものとします。なお、施設の名称を頻繁に変更すると、混乱を招く恐れがあることから、使用期間を 3 年未満とすることはできないものとし、また、競争の機会均等やよりよい企画提案の機会創出のため、10 年を超える使用期間を設定することはできないものとします。

14.ネーミングライツの対価

所管部は、募集要項においてネーミングライツの対価とするものを明示するものとします。ネーミングライツの対価を金銭とする場合は、導入施設の利用状況、知名度、メディアへの露出頻度、使用期間における大規模な催事の頻度、及び他自治体における類似事例等を勘案したうえで、ネーミングライツの対価とする金額（最低価格、希望価格又はその両方。以下同じ。）を設定するものとします。その際の金額の取扱いについては、募集要項において明示するものとします。なお、導入施設の指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合、ネーミングライツの対価とする金額は施設の管理経費とみなしません。

また、ネーミングライツの対価は、導入施設において使用可能な物品及び導入施設の維持管理に関する役務とすることも可能とします。

15.ネーミングライツ・パートナーとの協働事業

所管部は、募集要項においてネーミングライツ・パートナーとの協働事業の実施の可否について、明示するものとします。申込者に対して、協働事業に関する企画提案を求める場合は、申込みの際に企画提案書の提出を求めるものとし、企画提案の内容について、後述するヒアリングやプレゼンテーションを実施するものとします。

16.申込みに必要な書類・申込方法・受付期間

所管部は、募集要項において申込みに必要な書類、申込方法、申込みの受付期間を明示するものとします。ネーミングライツへの参加を希望する者は、申込書に必要書類を添えて所管部へ提出します。ネーミングライツへの参加申込を受付する期間は、公募開始日の翌日から起算して少なくとも7日（ただし、閉庁日を除く。）以上設けるものとします。申込みは持参、ファクシミリ、郵送、電子メール等の方法により行うものとします。なお、申込みの際に提出した書類の取扱いについては、募集要項において明示するものとします。

17.説明会の開催

所管部は必要に応じ、募集要項や導入施設に関する説明会を開催するものとします。なお、開催する場合は、日程、会場その他説明会に関する事項を募集要項において明示するものとし、開催日は募集開始の日から起算して7日以内とします。

18. 質疑・回答

所管部は、募集要項において募集要項や説明会の内容等について疑義が生じた場合の質問及び回答方法について、明示するものとします。申込者は、募集要項や説明会の内容等について疑義が生じた場合は、募集要項において定めた期日までに、質疑事項を記載した書面等を所管部に提出し、回答を求めることができます。所管部は、質疑事項を記載した書面等を受領した場合は、募集要項において定めた期日までに、申込者全員に対して質疑内容及び回答を通知するものとします。

19. ヒアリング・プレゼンテーションの実施の有無

所管部は、申込内容に関するヒアリングやプレゼンテーションについての実施の有無を明示するものとします。実施する場合については、実施する日時や場所、実施方法について募集要項において明示するものとします。

20. 審査方法

所管部は、提出書類や実施したヒアリング・プレゼンテーションに基づき、予め定めた審査項目ごとに申込者の得点を決定します。審査項目ごとの配点は審査基準に基づくものとします。

所管部は、申込者全員の採点が完了した後、各項目の合計点が最も高かった者を優先交渉候補者としたうえで、物件入札指名選考委員会に対し、優先交渉権者の選考について依頼します。

物件入札指名選考委員会は、所管部の依頼に基づき、所管部の採点等について審査の上、優先交渉権者を決定します。物件入札指名選考委員会は原則として優先交渉候補者の採点のみ審査しますが、審査の結果、所管部の採点が修正され、次点の申込者と合計点が逆転した場合は、次点の申込者を新たな優先交渉候補者とみなし、審査するものとします。物件指名選考委員会において、所管部による審査が不十分であると判断した場合は、所管部に対し、審査を差戻すものとします。

所管部は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい申込者がいないと判断した場合は、優先交渉候補者を特定しないことも可能ですが、その場合においては、予め募集要項等において定めた基準に基づき判断するものとします。

所管部は、募集要項において審査項目及び審査基準を公表するものとしますが、審査に関する議事録等については、審査手続における公正性の維持の観点から、恵庭市情報公開条例第10条第3号に規定する非公開情報とします。

【審査項目の例】

- 経営の安定性
- コンプライアンス体制
- 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ
- ネーミングライツの対価
- 協働事業の提案内容

21.優先交渉権者の決定に関する通知方法

物件入札指名選考委員会による審査が完了し、優先交渉権者が決定したときは、物件入札指名選考委員会が所管部に対し、審査結果を通知します。所管部は、その通知を受けたときは、申込者全員に対して審査結果（優先交渉権者の名称及び合計点、通知する相手方の合計点等）を個別に通知するものとします。

22.優先交渉権者との協議

所管部は、決定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議します。その際、申込時に提案した内容を変更することはできないものとします。協議が整った場合は、優先交渉権者との契約手続きに移行します。協議が整わなかった場合は、次に合計点が高かった申込者を優先交渉候補者とし、改めて物件指名選考委員会に対して審査の依頼をするものとします。

【主な協議事項】

- 市民への周知方法
- 愛称を表示する準備に係るスケジュール
- 協働事業の実施時期や方法
- 契約に係るプレスリリースの時期や方法(調印式や共同記者会見実施の可否)等
- その他ネーミングライツ・パートナーとの契約に関し、必要と認められる事項

※協働事業に関する事項については協働事業実施計画書を作成するものとします。

23.契約・公表

所管部とネーミングライツ・パートナーは随意契約の方法により、契約を締結するものとします。ネーミングライツ・パートナー契約締結後、所管部はネーミングライツ・パートナーの契約締結について恵庭市ホームページにおいて公表するほか、報道機関へ情報提供します。

24.留意事項

失格事項

以下に示した失格事項に該当した場合は、申込者は失格となります。失格とする場合は、所管部は、その理由を付した書面により申込者に通知するものとします。

- 12.に規定する資格を有していない、または契約締結以前に資格を失った場合。
- ネーミングライツ料最低価格を下回る価格により提案した場合。
- 提出書類やその記載が不十分である場合。
- 提出書類やその記載が虚偽のものである場合。
- ネーミングライツの募集に際し、不誠実な行為を行った場合。
- 募集要項において定めた失格基準点を下回った場合。ただし、失格基準点を定めない場合は、適用しない。
- その他募集要項に定める条件に違反した場合。

市とネーミングライツ・パートナーとの費用負担

愛称の付与に伴う費用の負担については、募集要項及び契約書上において明示するものとします。

【費用負担の例】

費用負担の区分	恵庭市	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
施設名表示の変更・新設費用		○
市が所有・頒布するパンフレット・チラシ等 や市 HP 内の施設名表示の変更費用	○	
原状回復費用		○
ネーミングライツ・パートナーの提案により 実施する協働事業に関する費用		○

契約の解除

ネーミングライツ・パートナーによる信頼失墜行為等により当該施設のイメージ等が損なわれると判断した場合は契約を解除することができるものとします。その場合、原状復帰に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。なお、解除条項の詳細については、契約書において定めるものとします。

その他

- 申込みに関する一切の費用は、申込者の負担によるものとします。
- 申込みの際には、募集要項への同意を要するものとします。